

第200回 定期株主総会 招集ご通知



証券コード：9173

■ 開催日時

2025年3月25日（火曜日）午前10時
(受付開始：午前9時)

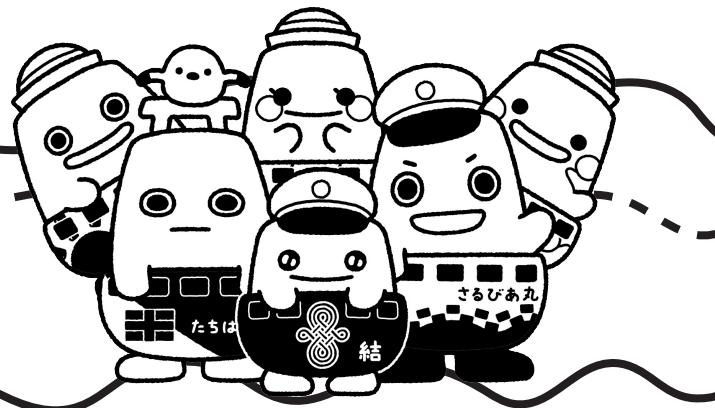
■ 開催場所

東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京バンケット棟1階「胡蝶」

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

お土産および喫茶サービスはご用意しておりません。



(証券コード9173)
2025年3月7日
(電子提供措置の開始日2025年3月3日)

株主各位

東京都港区海岸一丁目16番1号

東海汽船株式会社
代表取締役
社長 山崎潤一

第200回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第200回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tokaikisen.co.jp/company/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（東海汽船）または証券コード（9173）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



本株主総会より、当日のご出席、書面（郵送）に加えて、インターネットによる議決権の行使が可能となりました。議決権行使方法につきましては3ページを、インターネットによる議決権の行使方法につきましては4ページをご参照ください。当日ご出席されない場合は、お手数ですが後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年3月24日（月曜日）午後6時までに議決権行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」
3. **目的事項**
報告事項 1. 第200期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第200期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役6名選任の件

第3号議案

監査役1名選任の件

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての

決定事項

- (1) 議決権行使書による議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとして取り扱いいたします。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

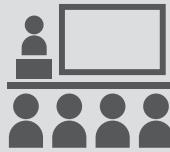
~~~~~  
○当社ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます  
ようお願い申し上げます。

○書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・事業報告の以下の事項  
「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の以下の事項  
「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の以下の事項  
「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

### ■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※代理人により議決権を行使される場合は、議決権の行使につき委任を受けた代理人が議決権行使書用紙を持参し、代理権を証明する書面とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

**開催日時 2025年3月25日（火曜日）午前10時**

### ■ 株主総会にご出席いただけない場合



#### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書による議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限 2025年3月24日（月曜日）午後6時必着**



#### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限 2025年3月24日（月曜日）午後6時まで**

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

# インターネットによる 議決権行使のご案内

議決権  
行使期限

2025年3月24日 (月曜日)  
午後6時まで

議決権行使  
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



## 「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトにてご修正をいただきますようお願い申し上げます。



※QRコードは株デンソーウェーブの登録商標です。

## ① ご注意事項

- 議決権行使書と電磁的方法（インターネット）による方法とを重複して議決権行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものといたします。
- 電磁的方法（インターネット）による方法で重複して議決権行使された場合又は議決権行使書による方法で重複して議決権行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効といたします。

## お問い合わせ先

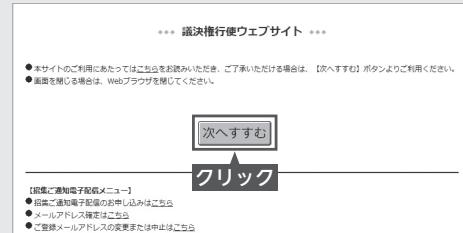
みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524 (平日午前9時～午後9時)

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

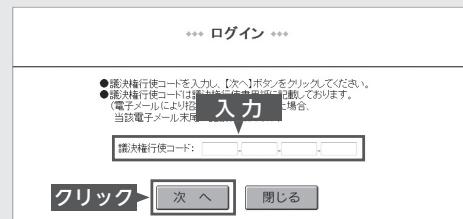
## アクセス手順について

### 1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



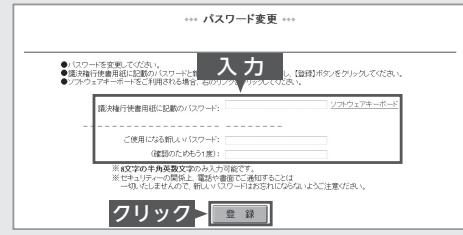
### 「次へすすむ」をクリック

### 2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

### 3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、財務体質の向上を図りながら、内部留保の充実にも留意しつつ、安定配当の維持に努めることを利益配分の基本方針としております。

当期につきましては、今後の事業環境や企業基盤の強化のための内部留保等を総合的に勘案した結果、下記のとおり配当いたしたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円、総額21,946,700円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月26日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式数 |
|-------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1     | 山崎潤一<br>(1947年4月12日生)       | <p>1973年4月 当社入社<br/> 2000年10月 当社旅客部長<br/> 2004年3月 当社取締役総務部長<br/> 2009年3月 当社代表取締役社長<br/> 2013年6月 東京汽船株式会社社外取締役（現在）<br/> 2015年4月 当社代表取締役社長営業本部長<br/> 2016年6月 小笠原海運株式会社代表取締役社長<br/> 2020年6月 同社代表取締役<br/> 2021年3月 当社代表取締役社長執行役員営業本部長（現在）<br/> (重要な兼職の状況)<br/> 東京汽船株式会社社外取締役</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 5,100株    |
| 2     | 社外<br>若林英一<br>(1960年9月21日生) | <p>1991年10月 同和鉱業株式会社（現 DOWAホールディングス株式会社）入社<br/> 2009年6月 DOWAエレクトロニクス岡山株式会社取締役<br/> 2010年9月 DOWAマネジメントサービス株式会社取締役<br/> 2012年4月 DOWAホールディングス株式会社総務・法務部門部長<br/> 2012年4月 DOWAエレクトロニクス株式会社取締役<br/> 2018年3月 当社社外取締役（現在）<br/> 2018年4月 DOWAホールディングス株式会社執行役員情報システム部長<br/> 2018年4月 DOWAマネジメントサービス株式会社代表取締役社長（現在）<br/> 2021年4月 DOWAホールディングス株式会社執行役員総務・法務部長兼秘書室長兼情報システム部長<br/> 2021年4月 DOWA興産株式会社代表取締役社長<br/> 2022年7月 神島化学工業株式会社社外監査役（現在）<br/> 2023年4月 DOWAホールディングス株式会社執行役員総務・法務部長兼秘書室長兼DX推進部長（現在）<br/> (重要な兼職の状況)<br/> DOWAホールディングス株式会社執行役員 総務・法務部長兼秘書室長兼DX推進部長<br/> DOWAマネジメントサービス株式会社代表取締役社長<br/> 神島化学工業株式会社社外監査役</p> | 0株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 3     | <p style="text-align: center;">社外</p> <p>さい とう ひろ ゆき<br/>齊 藤 宏 之<br/>(1960年10月6日生)</p> | <p>1995年 6月 東京汽船株式会社取締役</p> <p>1997年 6月 同社取締役事業企画部長</p> <p>2001年 6月 同社専務取締役総務部・事業企画部管掌</p> <p>2003年 6月 同社代表取締役専務取締役総務部・事業企画部管掌</p> <p>2009年 6月 同社代表取締役社長（現在）</p> <p>2021年 3月 当社社外取締役（現在）</p> <p>2021年 4月 T-KOS株式会社代表取締役社長（現在）</p> <p>2021年 6月 東京湾フェリー株式会社代表取締役社長（現在）</p> <p>2021年 6月 株式会社ポートサービス代表取締役社長（現在）</p> <p>2024年 2月 インディゴオーシャンサポート株式会社代表取締役（現在）</p> <p>2024年 6月 株式会社パシフィックマリンサービス代表取締役社長（現在）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>東京汽船株式会社代表取締役社長</p> <p>東京湾フェリー株式会社代表取締役社長</p> <p>株式会社ポートサービス代表取締役社長</p> <p>T-KOS株式会社代表取締役社長</p> <p>株式会社パシフィックマリンサービス代表取締役社長</p> <p>インディゴオーシャンサポート株式会社代表取締役</p> | 0株        |
| 4     | <p style="text-align: center;">社外</p> <p>さくら い かず ひで<br/>櫻 井 和 秀<br/>(1966年1月8日生)</p>  | <p>1988年 4月 京浜急行電鉄株式会社入社</p> <p>2019年 6月 同社執行役員</p> <p>2022年 4月 同社常務執行役員</p> <p>2022年 4月 同社鉄道本部長</p> <p>2022年 4月 同社品川推進室担当</p> <p>2022年 6月 同社取締役常務執行役員（現在）</p> <p>2023年 3月 当社社外取締役（現在）</p> <p>2023年 4月 京浜急行電鉄株式会社生活事業創造本部長（現在）</p> <p>2023年 4月 同社鉄道本部担当（現在）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>京浜急行電鉄株式会社取締役常務執行役員生活事業創造本部長 兼 鉄道本部担当</p>                                                                                                                                                                                                                                                               | 100株      |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式数 |
|-------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 5     | 倉崎嘉典<br>(1962年3月15日生)       | <p>1985年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2014年4月 株式会社みずほ銀行営業第十六部付参事役</p> <p>2015年4月 当社入社 総務部長</p> <p>2016年4月 当社内部統制部長</p> <p>2019年7月 当社総務部長</p> <p>2020年4月 当社執行役員管理本部長 兼 総務部長</p> <p>2021年3月 当社取締役執行役員管理本部長 兼 総務部長（現在）</p>                                                                                                                                 | 2,700株    |
| 6     | 新任<br>竹崎啓介<br>(1964年2月16日生) | <p>1988年4月 藤田観光株式会社入社</p> <p>2007年4月 同社企画本部経営企画部長</p> <p>2011年2月 藤田ホテルマネジメント株式会社常務取締役 兼 京都国際ホテル総務支配人</p> <p>2015年1月 藤田観光株式会社経理・財務グループ経理・財務担当責任者</p> <p>2016年4月 同社企画グループ経営企画担当責任者</p> <p>2017年10月 同社人事グループ人事担当責任者</p> <p>2020年3月 同社WHG事業部新宿ワシントンホテル総支配人</p> <p>2021年7月 株式会社CSSホールディングス内部監査室長</p> <p>2022年1月 藤田観光株式会社人事総務本部人事部</p> <p>2022年3月 当社常勤社外監査役（現在）</p> | 300株      |

- 注) 1 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2 取締役候補者のうち若林英一、齊藤宏之、櫻井和秀の3氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
- ① 若林英一氏を社外取締役候補者とした理由は、非鉄金属業界における長年の経験と、総務・法務部門の責任者としての豊富な知見を、当社取締役会の監督機能強化に役立てていただきたいと、引き続き、当該経験・知見を活かして取締役の業務執行に対する監督・助言をいただくことを期待したためであります。同氏は、2018年3月より、当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって7年であります。
- ② 齊藤宏之氏を社外取締役候補者とした理由は、海運業界における長年の経験と、経営者としての豊富な経験を当社取締役会の監督機能強化に役立てていただきたいと、引き続き、当該経験・知見を活かして取締役の業務執行に対する監督・助言をいただくことを期待したためであります。同氏は、2021年3月より、当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
- ③ 櫻井和秀氏を社外取締役候補者とした理由は、陸運業界における長年の経験と、経営者としての豊富な経験を当社取締役会の監督機能強化に役立てていただきたいと、引き続き、当該経験・知見を活かして取締役の業務執行に対する監督・助言をいただくことを期待したためであります。同氏は、2023年3月より、当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
- 4 責任限定契約の概要
- 当社は、若林英一、齊藤宏之、櫻井和秀の3氏との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
- 5 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役竹崎啓介氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。  
 つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1; text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">なが</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">むら</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">まさ</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">とし</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中村</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">雅俊</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(1960年10月5日生)</span> </div> </div> | <p>1984年4月 藤田観光株式会社入社<br/>     2011年2月 同社企画本部経営企画部長<br/>     2011年3月 当社社外取締役（～2014年3月）<br/>     2012年3月 藤田観光株式会社執行役員企画本部経営企画部長<br/>     2012年7月 同社執行役員企画グループ（経営企画・事業推進担当責任者）兼 椿山荘・太閤園事業グループ企画チーム長<br/>     2014年4月 同社執行役員太閤園総支配人<br/>     2017年10月 同社執行役員ラグジュアリー＆バンケット事業グループ最高業務執行責任者 兼 太閤園株式会社代表取締役社長<br/>     2018年3月 同社取締役執行役員ラグジュアリー＆バンケット事業グループ最高業務執行責任者 兼 太閤園株式会社代表取締役社長<br/>     2019年3月 同社執行役員ラグジュアリー＆バンケット事業グループ最高業務執行責任者<br/>     2020年3月 同社執行役員ラグジュアリー＆バンケット事業部長<br/>     2022年1月 同社特別顧問（現在）<br/>     （重要な兼職の状況）<br/>     藤田観光株式会社特別顧問   </p> | 0株            |

- 注) 1 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2 中村雅俊氏は社外監査役候補者であります。  
 3 社外監査役候補者とした理由  
 上場会社の取締役として培われた専門的な知識、経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、  
 社外監査役として選任をお願いするものであります。  
 また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。  
 4 責任限定契約の概要  
 中村雅俊氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。  
 5 役員等賠償責任保険契約の概要  
 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。本議案において中村雅俊氏の選任をご承認いただいた場合、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株式数 |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 社外<br>いし かわ に ひ こ<br>石川二比古<br>(1949年7月30日生) | <p>1973年3月 富士急行株式会社入社<br/>     2002年4月 ハイランドリゾート株式会社代表取締役社長<br/>     2004年4月 富士急行株式会社人事部長<br/>     2004年6月 同社取締役<br/>     2005年12月 同社監査室長兼人事部長兼総務部長<br/>     2007年6月 株式会社富士急ハイランド代表取締役社長<br/>     2009年4月 株式会社エイチ・アール・エヌ代表取締役社長<br/>     2012年6月 富士急行株式会社取締役退任<br/>     2012年6月 富士急トラベル株式会社代表取締役社長<br/>     2016年10月 富士急行株式会社社長室統括（現在）<br/>     （重要な兼職の状況）<br/>     富士急行株式会社社長室統括</p> | 0株            |

注) 1 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 石川二比古氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3 補欠の社外監査役候補者とした理由

上場会社の人事・総務担当取締役として培われた専門的な知識、経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

4 責任限定契約の概要

本議案において石川二比古氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

5 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が補欠監査役に選任され、監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

# 事業報告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や個人消費は総じて改善し、景気は緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する中で、景気が本格的に回復していくことが期待されます。ただし、米国の政策変更や中東情勢等による不透明感が見られる中で、原油価格の動向、物価上昇、為替変動等による影響に十分注意する必要があります。

当連結会計年度における当社グループの事業環境として、観光需要は回復傾向にありますが、事業を営む東京諸島においては都心部に比して回復のスピードが緩慢であり、前期比では、乗船客数及び関連する大島島内のホテルやバスなどの利用客数は増加しましたが、コロナ禍以前との比較ではいまだ8割強の水準に留まり、経営に大きな影響を与えております。また、貨物輸送量においては、前期と比べ微減で推移しています。このため、5月より主力の伊豆諸島航路の運賃改定を行い、抜本的な経営改善を図ることと致しました。具体的には、27年ぶりに旅客運賃を15%、また26年ぶりに貨物運賃を10%それぞれ引き上げる改定を行いました。このほかにも旅客運賃のインターネット割引の割引率を4月から引き下げるなどの改善策を実施しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、運賃改定の効果や乗船客数の増加等により売上高は146億4百万円（前期131億7千6百万円）、営業利益は5億8千2百万円（前期営業損失6億2千9百万円）、経常利益は5億5千3百万円（前期経常損失5億7千9百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億9千3百万円（前期純損失5億8千万円）と増収増益となり、黒字転換しました。

|                 | 当連結会計年度   | 前 期 比    |
|-----------------|-----------|----------|
| 売 上 高           | 14,604百万円 | 1,428百万円 |
| 営 業 利 益         | 582百万円    | 1,212百万円 |
| 経 常 利 益         | 553百万円    | 1,132百万円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 293百万円    | 874百万円   |

セグメント別の業績は、次のとおりです。

### セグメント別売上高

|                   | 当連結会計年度   | 前 期 比    | 増 減 率 |
|-------------------|-----------|----------|-------|
| 海 運 関 連 事 業       | 12,933百万円 | 1,439百万円 | 12.5% |
| 商 事 料 飲 事 業       | 1,286百万円  | △65百万円   | △4.8% |
| ホ テ ル 事 業         | 319百万円    | 24百万円    | 8.4%  |
| 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 | 282百万円    | 24百万円    | 9.5%  |
| 調 整 額             | △217百万円   | 4百万円     | △2.1% |
| 合 計               | 14,604百万円 | 1,428百万円 | 10.8% |

## ＜海運関連事業＞

主力の伊豆諸島航路における旅客部門は、大島の最大イベント「椿まつり」において、個人向け商品の営業を強化したほか、高速ジェット船の臨時運航（千葉～大島、横浜～千葉、東京～松崎など）、横浜～東京の夜景クルーズや行先当日告知の「ミステリーきっぷ」をはじめとした企画商品や、自然環境型観光をテーマとした新たなツアーを実施し集客に努め、また自動発券機を導入しピーク時の混雑緩和を図りました。夏季の最多客期においては、台風の長期停滞による旅客の逸失や、夏の風物詩である東京湾納涼船では平日の集客が伸び悩みました。一方、小笠原航路については、前期5月初めまで実施していた事前のP C R検査や2等和室の席数制限がなくなり、また募集団体の増加等もあり好調に推移しました。この結果、乗船客数は74万1千人（前期73万人）とやや増加しましたが、コロナ禍以前との比較で8割強の水準に留まっています。

貨物部門は、引き続きお客様の利便性と集荷効率の引き上げを図り、集荷に遗漏がないように取り組み、国等の補助金を得て製作した冷凍・冷蔵コンテナを最大限活用し、貨物輸送の品質向上に努めました。貨物取扱量は、工事関連品目においてやや増加したものの、生活関連品目は減少し、全島で28万9千トン（前期29万9千トン）と微減となりましたが、貨物船チャーター事業が収益向上に寄与しました。

このように前期以来、厳しい状況が続いたことから、5月より主力の伊豆諸島航路について運賃改定を行い、また旅客運賃のインターネット割引率の改定等で、抜本的な経営改善を図りました。

この結果、当事業の売上高は、129億3千3百万円（前期114億9千4百万円）、営業利益は9億5千2百万円（前期営業損失2億5千5百万円）と増収増益となり、黒字転換しました。

## ＜商事料飲事業＞

商事部門は、関係先と連携を密にし工事情報を積極的に収集するなど販売強化に取り組み、主力の島しょ向けセメント販売がやや増加しました。また、島産品の全国向け販売「島ぽち」のECサイトにより、島民の皆さまの物流活性化に取り組み、コンテナやワークウェア販売等の新規ビジネスにも注力しています。料飲部門は、自販機やレストラン、売店等の委託化により、売上は減少しましたが、委託先との連携強化に努め、また東京湾納涼船の内容を充実させるなど、収益向上を図りました。

この結果、当事業の売上高は12億8千6百万円（前期13億5千1百万円）と減収となりましたが、営業利益は1億1千2百万円（前期1億9百万円）とやや増益となりました。

前期4月に、商事料飲事業を担当する事業本部を組織改編し、自販機、レストラン、売店等の委託化を通じたビジネス変革と新規事業創出によるビジネスの裾野拡大を進めており、旅客部門・貨物部門に続く第三の収益の柱となるべく取り組んでいます。

## ＜ホテル事業＞

大島温泉ホテル事業は、大島の豊富な海の幸の料理・高品質の源泉掛け流し温泉・露天風呂からの三原山の眺望など、「島の魅力」を前面に押し出した営業活動を行いました。また、バリアフリー化を始め、館内外の整備を継続して行っております。大島の最大イベント「椿まつり」において観光客が回復傾向にあることから、個人向け宿泊プランを中心に集客に努め、また夏季の家族旅行等の需要を取り込み、加えてお客様のニーズの多様化に合わせた1泊朝食付プランなどにより宿泊客は増加し、客室稼働率及び客室単価は上昇し、一方費用面では労働生産性を意識したオペレーションを行いました。

この結果、当事業の売上高は3億1千9百万円（前期2億9千4百万円）、営業利益は1千万円（前期5百万円）と増収増益となりました。

## ＜旅客自動車運送事業＞

当事業の中心となる大島島内におけるバス部門は、お客様に安心してご乗車いただくため、「安全運行」と「良質のサービスの提供」を基本理念とした安全方針に基づき、全社一丸となって安全運行に取り組んでおり、貸切バスにおいては、日本バス協会の安全性評価制度における最高評価となる三ツ星を維持するなど長期優良事業者として認定を受けております。また、バス乗務員が不足する中、バス業界における2024年問題（4月から厚生労働省より適用されたバス運転者の労務に関するルール改正）にも適切に対応しております。

大島の最大イベント「椿まつり」において観光客が回復傾向にあることや夏季の家族旅行や学生団体の来島が増えたことから、路線バスや貸切バスの需要も前期を上回り、また前期の貸切バス運賃改定も寄与しました。

この結果、当事業の売上高は2億8千2百万円（前期2億5千7百万円）、営業利益は1千4百万円（前期営業損失9百万円）と増収増益となり、黒字転換しました。なお、定期路線バスにおいては大島町から継続的な支援を受けております。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、米国の政策変更、中東情勢の影響など、先行きは不透明な状況が続くと見込まれ、加えて、当社グループにとりましては原油価格の動向や、為替相場の変動、気象海象状況など、引き続き厳しく予断を許さない環境が続くものと予想されます。このような状況の下、次期につきましては、経営基盤の一層の強化に取り組んでまいります。

近年の人物費や船舶の修繕費等の維持コストの上昇、東京諸島の人口減少などの環境変化により、安全・安心な運航を維持するために、5月に主力の伊豆諸島航路において、旅客及び貨物の運賃改定を実施し経営基盤の強化を図りました。しかしながら、当社グループの置かれた事業環境は引き続き厳しく、コロナ禍で減少した観光客の回復等、営業の再構築、業績の本格的回復が喫緊の課題となっています。また、7月に発生したセブンアイランド愛の事故で、お客様をはじめ関係各方面にご迷惑・ご心配をおかけしたことを深く反省し、再発防止策を講じると共に、今一度、経営理念「安全運航と良質のサービスの提供」の原点に立ち返り、2025年のスローガンに「Safety First 東海汽船グループ 2025」を掲げ、全従業員が誠実に仕事に向き合い、それぞれベストを尽くすことで、安全運航のリーディングカンパニーとなるよう取り組んでまいります。

旅客部門は、東京諸島の観光資源の魅力と集客力を強化し、自然を楽しむツアーの展開など自然環境型観光の商品開発や船旅の魅力を伝え、安全・安心な「東京の宝島への旅行」の提案に注力してまいります。

貨物部門は、工事関連の積極的な受注を図り、あわせて貨物事故防止を徹底し、またコンテナ管理を強化すると共に、国等の補助金を得て製作した冷凍・冷蔵コンテナを最大限活用し、貨物輸送の品質向上を図ってまいります。

商事料飲事業は、早期に収益の第三の柱となるよう、さらに自販機ビジネスの拡大、コンテナ販売など新規ビジネスの推進、ECサイト事業における取扱商品の充実と知名度の向上などに、戦略的に取り組んでまいります。

ホテル事業は、販売チャネルの見直し・強化等により増収を図ると共に、労働生産性の向上などによるコスト低減を図り収益力を高めます。またバリアフリー対応を含めたサービス向上を始め、お客様満足度の向上に一層取り組んでまいります。

旅客自動車運送事業は、貸切バス安全性評価制度の最高評価（現状、三ツ星認定）を維持（2026年更新より、5段階評価に移行）し、観光客のニーズの変化を踏まえつつ、引き続き安全運行と収支改善に努めてまいります。

以上のとおり、各部門に亘って業績向上を図るため、一層の努力をいたす所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社の経営に対し、従来と変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況および資金調達の状況

当期の設備投資は、大島温泉ホテルの改修工事および貨物運搬用コンテナの作製などで、4億9千9百万円実施しました。

なお、資金調達に関しては、自己資金および借入金によって充当しております。

### (4) 財産および損益の状況

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

| 区分                        | 2021年度<br>第197期 | 2022年度<br>第198期 | 2023年度<br>第199期 | 2024年度<br>第200期<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売上高                       | 10,810百万円       | 13,929百万円       | 13,176百万円       | 14,604百万円                    |
| 経常利益又は経常損失(△)             | 234百万円          | 299百万円          | △579百万円         | 553百万円                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) | △78百万円          | 180百万円          | △580百万円         | 293百万円                       |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)      | △35円66銭         | 82円36銭          | △264円56銭        | 133円80銭                      |
| 総資産                       | 23,863百万円       | 23,705百万円       | 22,480百万円       | 22,506百万円                    |
| 純資産                       | 6,119百万円        | 6,338百万円        | 5,876百万円        | 6,358百万円                     |

### (5) 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金   | 当社の出資比率 | 主な事業内容   |
|---------------|-------|---------|----------|
| 東海マリンサービス株式会社 | 10百万円 | 100.0%  | 海運代理店業   |
| 大島マリンサービス株式会社 | 10百万円 | 100.0%  | 海運代理店業   |
| ハ丈マリンサービス株式会社 | 10百万円 | 100.0%  | 海運代理店業   |
| 東海シップサービス株式会社 | 10百万円 | 100.0%  | 船内サービス業  |
| 東汽観光株式会社      | 10百万円 | 100.0%  | ホテル業     |
| 大島旅客自動車株式会社   | 10百万円 | 100.0%  | 旅客自動車運送業 |
| 小笠原海運株式会社     | 10百万円 | 51.0%   | 旅客定期航路事業 |
| 伊豆七島海運株式会社    | 38百万円 | ※53.9%  | 内航海運業    |

(注) ※印は、間接所有を含む出資比率です。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、海運関連事業、商事料飲事業、ホテル事業および旅客自動車運送事業を営んでおります。事業の内容は次のとおりであります。

- ① 海運関連事業……………当社は、東京諸島と本土間を結ぶ旅客・貨物の定期航路事業および東京湾内周遊の事業を行っております。  
小笠原海運(株)は、小笠原諸島と本土間を結ぶ旅客・貨物の定期航路事業を行っております。  
伊豆七島海運(株)は、東京諸島と本土間を結ぶ貨物の運送事業を行っております。  
東海シップサービス(株)は、船内サービス業を行っております。  
東海マリンサービス(株)・大島マリンサービス(株)・ハ丈マリンサービス(株)および伊東港運(株)は、海運代理店業を行っております。  
東海技術サービス(株)は、ジェットフォイルの船体、機関の整備を中心とした船舶修理業を営んでおります。
- ② 商事料飲事業……………当社は、船内および船客待合所内の料飲販売・食堂の経営、東京諸島での生活必需品・建設資材の供給、島の特産品やオリジナルグッズの販売を目的とした商事活動を営んでおります。
- ③ ホテル事業……………東汽観光(株)は、大島においてホテル業を営んでおります。
- ④ 旅客自動車運送事業…大島旅客自動車(株)は、大島島内でのバスの運行を行っております。  
東海自動車サービス(株)は、大島において自動車整備業を営んでおります。

## (7) 主要な事業所

### ① 当社の主要な事業所

| 名 称         | 所 在 地    | 名 称         | 所 在 地   |
|-------------|----------|-------------|---------|
| 本 社         | 東京都港区    | 利 島 営 業 所   | 東京都利島村  |
| 竹 芝 営 業 所   | 東京都港区    | 新 島 営 業 所   | 東京都新島村  |
| 芝 浦 営 業 所   | 東京都港区    | 式 根 島 営 業 所 | 東京都新島村  |
| 横 浜 営 業 所   | 神奈川県横浜市  | 神 津 島 営 業 所 | 東京都神津島村 |
| 久 里 浜 営 業 所 | 神奈川県横須賀市 | 三 宅 島 営 業 所 | 東京都三宅村  |
| 熱 海 営 業 所   | 静岡県熱海市   | 御 蔵 島 営 業 所 | 東京都御蔵島村 |
| 伊 東 営 業 所   | 静岡県伊東市   | 八 丈 島 営 業 所 | 東京都八丈町  |
| 大 島 営 業 所   | 東京都大島町   |             |         |

### ② 子会社の主要な事業所

| 名 称          | 所 在 地  | 名 称               | 所 在 地  |
|--------------|--------|-------------------|--------|
| 東海マリンサービス(株) | 東京都港区  | 東 汽 観 光 (株)       | 東京都大島町 |
| 大島マリンサービス(株) | 東京都大島町 | 大 島 旅 客 自 動 車 (株) | 東京都大島町 |
| 八丈マリンサービス(株) | 東京都八丈町 | 小 笠 原 海 運 (株)     | 東京都港区  |
| 東海シップサービス(株) | 東京都港区  | 伊 豆 七 島 海 運 (株)   | 東京都港区  |

## (8) 従業員の状況

| 当期末従業員数 | 前 期 末 比 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|---------|---------|--------|
| 365名    | 0名      | 44.0才   | 14.3年  |

## (9) 主要な借入先の状況

| 借 入 先                  | 期 末 借 入 金 残 高 |
|------------------------|---------------|
| 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 8,632百万円      |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行      | 800百万円        |

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 8,800,000株

(2) 発行済株式の総数 2,200,000株 (自己株式5,330株を含む)

(3) 当期末株主数 7,331名

### (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                             | 当社への出資状況 |         |
|---------------------------------------------------|----------|---------|
|                                                   | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
| 藤田觀光株式会社                                          | 396千株    | 18.04%  |
| DOWA ホールディングス株式会社                                 | 150千株    | 6.83%   |
| 東京汽船株式会社                                          | 75千株     | 3.45%   |
| 株式会社みずほ銀行                                         | 52千株     | 2.39%   |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>(三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口) | 51千株     | 2.32%   |
| ENEOS ホールディングス株式会社                                | 50千株     | 2.27%   |
| 東海汽船従業員持株会                                        | 45千株     | 2.08%   |
| みずほ信託銀行株式会社                                       | 35千株     | 1.59%   |
| 内海造船株式会社                                          | 33千株     | 1.50%   |
| 株式会社アイ・エス・ビー                                      | 30千株     | 1.36%   |

(注) 1. 大株主は、2024年12月31日現在の株主名簿によるものであります。

2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、自己株式(5,330株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況 (2024年12月31日現在)

| 氏名    | 地位および担当                | 重要な兼職の状況                                                                                                                               |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山崎潤一  | 代表取締役社長執行役員<br>(営業本部長) | 東京汽船株式会社社外取締役                                                                                                                          |
| 櫻井 薫  | 常務取締役執行役員<br>(運航本部長)   |                                                                                                                                        |
| 若林英一  | 取締役                    | DOWAホールディングス株式会社執行役員 総務・法務部長<br>兼 秘書室長 兼 DX推進部長<br>DOWAマネジメントサービス株式会社代表取締役社長<br>神島化学工業株式会社社外監査役                                        |
| 齊藤宏之  | 取締役                    | 東京汽船株式会社代表取締役社長<br>東京湾フェリー株式会社代表取締役社長<br>株式会社ポートサービス代表取締役社長<br>T-KOS株式会社代表取締役社長<br>株式会社パシフィックマリンサービス代表取締役社長<br>インディゴオーシャンサポート株式会社代表取締役 |
| 櫻井和秀  | 取締役                    | 京浜急行電鉄株式会社取締役常務執行役員生活事業創造本部<br>長 兼 鉄道本部担当                                                                                              |
| 倉崎嘉典  | 取締役執行役員<br>(管理本部長)     |                                                                                                                                        |
| 藤間修   | 常勤監査役                  |                                                                                                                                        |
| 竹崎啓介  | 常勤監査役                  |                                                                                                                                        |
| 宇田川秀人 | 監査役                    |                                                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役若林英一氏、齊藤宏之氏および櫻井和秀氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役竹崎啓介氏および宇田川秀人氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役齊藤宏之氏および櫻井和秀氏、監査役宇田川秀人氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

### ① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区分  | 支給人數 | 報酬等の額 |
|-----|------|-------|
| 取締役 | 6名   | 86百万円 |
| 監査役 | 3名   | 26百万円 |

- (注) 1. 社外役員5名の報酬等の総額は、20百万円あります。  
2. 上記のほかに、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は7百万円あります。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア 当該方針の決定の方法

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、次項イに記載のとおり取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針を定めております。

##### イ 当該方針の概要

- 各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保する。
- 金銭のみの固定報酬とする。
- 競争力のある優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とする。
- 離島航路の維持に努める公共的立場や、その業績は自然災害や燃料油価格等、不確定要素に左右され、役員の貢献度が必ずしも企業業績に反映するとは限らないため、数値指標と報酬のリンクは必ずしも適切な動機付けにはならないと判断し、直接的業績連動または非金銭等による取締役報酬の付与は行わない。
- 取締役の報酬は、会社の財務的な制約の範囲で、取締役の役位、常勤・非常勤の別等を個別に勘案し、従業員給与とのバランスおよび一般水準に応じ決定する。

##### ウ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、株主総会で承認された限度額の範囲内で経営会議において決定しております。経営会議には業務執行取締役に加えて常勤監査役も参加し、取締役会で定めた決定方針との整合性も含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

### ③取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2013年3月26日開催の第188回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額15百万円以内（員数8名 使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、2018年3月27日開催の第193回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額3百万円以内（員数4名）と決議しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別報酬額決定については、代表取締役社長執行役員営業本部長山崎潤一、常務取締役執行役員運航本部長櫻井薫、取締役執行役員管理本部長倉崎嘉典、常勤監査役藤間修、常勤監査役竹崎啓介を構成員とする経営会議において、会社の財務的な制約の範囲で、取締役の役位、常勤・非常勤の別等を個別に勘案し決定しております。これらの権限を委任した理由は、会社の事業運営全体を統括する業務執行取締役が報酬案を作成し、常勤監査役の監督の下で多角的な検討を行ったうえで決定することが最も相応しいと判断しているためあります。

**(3) 社外役員に関する事項**

〈取締役 若林 英一〉

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

同氏は、DOWAホールディングス株式会社の執行役員、総務・法務部長、秘書室長、DX推進部長、同社の子会社であるDOWAマネジメントサービス株式会社の代表取締役社長を兼務しており、DOWAホールディングス株式会社は当社の発行済株式（除、自己株式）の6.83%を保有する大株主であります。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

同氏は、神島化学工業株式会社の社外監査役を兼務しております。同社と当社の間に特別な関係はありません。

③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会5回全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈取締役 齊藤 宏之〉

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

同氏は、東京汽船株式会社の代表取締役社長、同社の子会社である東京湾フェリー株式会社の代表取締役社長、株式会社ポートサービスの代表取締役社長、T-KOS株式会社の代表取締役社長、同社の持分法適用関連会社である株式会社パシフィックマリンサービスの代表取締役社長、インディゴオーシャンサポート株式会社の代表取締役を兼務しており、東京汽船株式会社は当社の発行済株式（除、自己株式）の3.45%を保有する大株主であります。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会5回全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈取締役 櫻井 和秀〉

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

同氏は、京浜急行電鉄株式会社の取締役、常務執行役員、生活事業創造本部長、鉄道本部担当を兼務しており、京浜急行電鉄株式会社は当社の発行済株式（除、自己株式）の2.32%を保有する大株主であります。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会5回中4回に出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈監査役 竹崎 啓介〉

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当ありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会5回全てに、監査役会は6回全てにそれぞれ出席し、上場会社の経理担当責任者として培われた専門的な知識、経験に基づき、適宜必要な発言を行いました。

〈監査役 宇田川 秀人〉

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当ありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会5回全てに、監査役会は6回全てにそれぞれ出席し、上場会社の総務担当取締役として培われた専門的な知識、経験に基づき、適宜必要な発言を行いました。

#### **(4) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要**

若林英一氏は非鉄金属業界における長年の経験と、総務・法務部門の責任者としての豊富な知見を、当社取締役会の監督機能強化に役立てていただくことを期待しており、当社取締役会において、その経験・知見に基づいた、様々な分野に関する積極的な発言をいただくなど、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

齊藤宏之氏は海運業界における長年の経験と、経営者としての豊富な知見を当社取締役会の監督機能強化に役立てていただくことを期待しており、当社取締役会において、その経験・知見に基づいた、様々な分野に関する積極的な発言をいただくなど、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

櫻井和秀氏は陸運業界における長年の経験と、経営者としての豊富な知見を、当社取締役会の監督機能強化に役立てていただくことを期待しており、当社取締役会において、その経験・知見に基づいた、様々な分野に関する積極的な発言をいただくなど、当社社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

#### **(5) 責任限定契約の内容の概要**

当社は各社外取締役および各社外監査役（常勤監査役を除く）との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

#### **(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし被保険者が法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役・監査役、執行役員、管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人に支払うべき報酬等の額

|                                      | 合 計   |
|--------------------------------------|-------|
| 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬                 | 26百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案します。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資 産 の 部)				
流 動 資 產	7,823,085	流 動 負 債	6,138,972	
現 金 及 び 預 金	5,103,857	營 業 未 払 金	1,186,493	
受 取 手 形、営 業 未 収 金 及 び 契 約 資 產	1,526,867	短 期 借 入 金	4,043,010	
商 品 及 び 製 品	74,562	未 払 法 人 税 等	181,765	
原 材 料 及 び 貯 藏 品	851,387	賞 与 引 当 金	39,813	
そ の 他	266,540	そ の 他	687,889	
貸 倒 引 当 金	△130			
		固 定 負 債	10,008,823	
固 定 資 產	14,683,571	長 期 借 入 金	7,848,246	
有 形 固 定 資 產	13,239,101	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,554,058	
船 舶	11,177,911	特 別 修 繕 引 当 金	551,830	
建 物 及 び 構 築 物	1,549,570	そ の 他	54,688	
土 地	296,272			
建 設 仮 勘 定	9,383	負 債 合 計	16,147,795	
そ の 他	205,963			
無 形 固 定 資 產	77,497	(純 資 産 の 部)		
投 資 そ の 他 の 資 產	1,366,972	株 主 資 本	4,533,579	
投 資 有 価 証 券	547,171	資 本 金	1,100,000	
繰 延 税 金 資 產	681,238	資 本 剰 余 金	697,733	
そ の 他	138,562	利 益 剰 余 金	2,746,378	
		自 己 株 式	△10,532	
資 產 合 計	22,506,656	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	238,331	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	238,331	
		非 支 配 株 主 持 分	1,586,950	
		純 資 產 合 計	6,358,860	
		負 債 純 資 產 合 計	22,506,656	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 上	高	
海 運 業 収 益		12,849,513
そ の 他 事 業 収 益		1,755,110
		14,604,623
売 上	原 価	
海 運 業 費 用		10,930,843
そ の 他 事 業 費 用		1,652,544
		12,583,387
売 上	總 利 益	
		2,021,235
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,438,806
営 業 利 益		582,429
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金		9,326
補 助 金 収 入		67,016
受 取 手 数 料		15,126
賃 貸 料		13,958
そ の 他		14,466
		119,894
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		131,317
そ の 他		17,800
		149,118
経 常 利 益		553,205
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		116
国 庫 補 助 金		215,332
		215,449
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損		214,290
		214,290
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		554,364
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		168,709
法 人 税 等 調 整 額		△19,109
		149,599
当 期 純 利 益		404,765
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		111,122
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		293,642

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	
海 運 業 収 益	9,232,747
そ の 他 事 業 収 益	1,286,831
	10,519,579
売 上 原 価	
海 運 業 費 用	8,145,680
そ の 他 事 業 費 用	1,173,899
	9,319,579
売 上 総 利 益	1,199,999
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,094,535
営 業 利 益	105,463
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	33,829
補 助 金 収 入	51,930
賃 貸 料	42,316
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	22,000
そ の 他	18,818
	168,894
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	101,719
減 價 償 却 費	36,481
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	19,000
そ の 他	3,231
	160,432
経 常 利 益	113,925
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	116
国 庫 補 助 金	208,672
	208,789
特 別 損 失	
固 定 資 産 圧 縮 損	207,629
	207,629
税 引 前 当 期 純 利 益	115,085
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,495
法 人 税 等 調 整 額	△3,143
	21,352
当 期 純 利 益	93,732

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

東海汽船株式会社
取締役会御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 大島充史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 立澤隆尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海汽船株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

東海汽船株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 大島充史
業務執行社員
指定社員 公認会計士 立澤隆尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海汽船株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第200期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するためには、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書曰までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第200期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務計画等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、昨年の船舶の事故に関し、再発防止策を講じておりますが、監査役会は、安全運航の取組状況について、引き続き監視・検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年2月13日

東海汽船株式会社 監査役会
常勤監査役 藤間修 ㊞
常勤監査役 竹崎啓介 ㊞
監査役 宇田川秀人 ㊞

(注) 監査役 竹崎啓介、宇田川秀人の2名は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

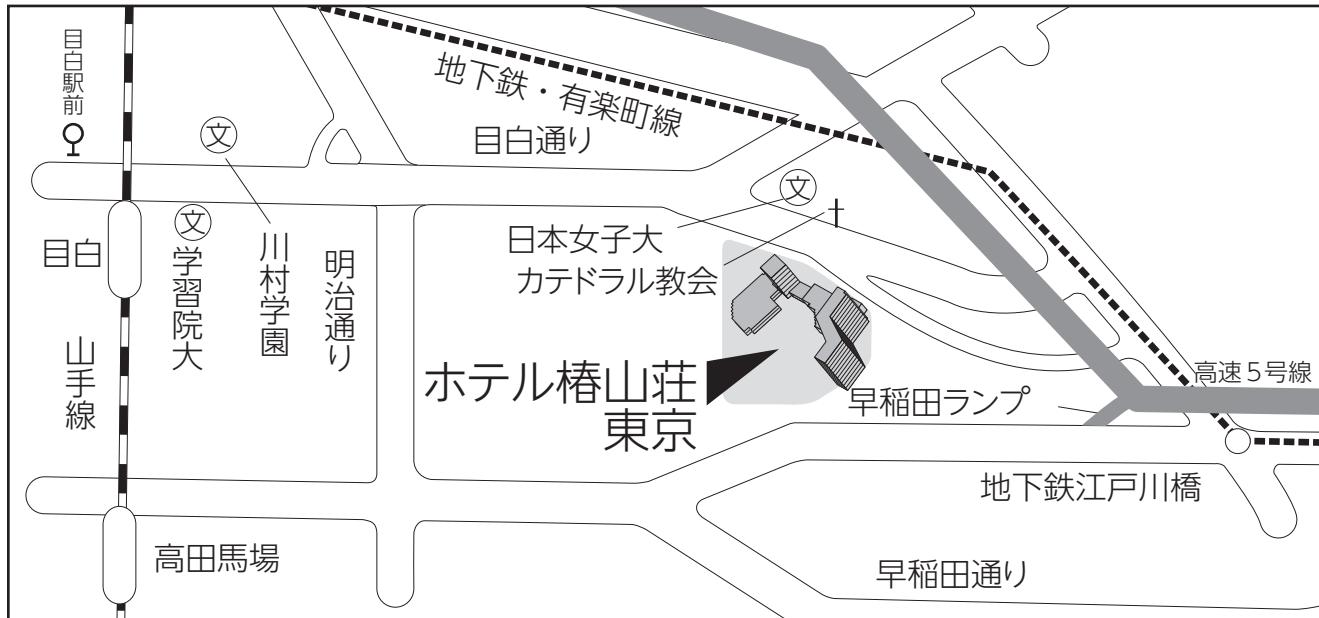
以 上

会場ご案内図

会場

東京都文京区関口二丁目10番8号 電話 (03) 3943-1111 (代表)

ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「蝶」



交通のご案内

JR山手線「目白駅」より

JR目白駅改札出口正面、「目白駅前」から、都バス新宿駅西口行にて「ホテル椿山荘東京前」下車

東京メトロ有楽町線「江戸川橋駅」より

東京メトロ有楽町線江戸川橋駅「1a」出口より徒歩10分



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C022915



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

電子提供措置の開始日2025年3月3日

第200回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

東海汽船株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、2015年5月12日開催の取締役会において、グループ内部統制システムに関する事項ならびに監査役の監査を支える体制の整備に関する事項の追加等の改正を決議しました。改正後の同方針は以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、業務監査委員会を設置し、当社およびグループ会社における法令および定款の遵守に努めます。業務監査委員会は社長直轄とし、委員長は管理本部長、委員は総務部門・船舶部門のスタッフにより構成します。当社およびグループ会社の社員が業務監査委員会にコンプライアンスに関する通報等をした場合において、当該社員に不利益な取扱いはしないこととします。

また、当社およびグループ会社の事業における重要な意思決定を行う事項については、必要に応じて外部の専門家を起用し、事前にその法令および定款に適合しているかを検証します。

(2) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するために、取締役、監査役および各事業部門の責任者で構成するグループ経営会議を定期的に実施します。

グループ経営会議では、経営上発生する重要事項またはグループ会社全般にわたる事項について充分に協議を行います。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制および子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

取締役の職務の執行に係る以下の文書その他重要な情報は、総務部門が管理を担当し、適切に保存します。また、グループ会社の取締役および使用人はグループ会社における以下の文書その他重要な情報の写しを当社に提出するとともに、必要に応じてグループ経営会議等にて当社へ報告するものとします。

- ・株主総会議事録と関連書類
- ・取締役会議事録と関連書類
- ・取締役が主催するその他重要な会議の議事録と関連書類
- ・取締役を決定者とする決定書類（稟議書）

以上の文書は、少なくとも10年間本社に備え置くものとし、当社の取締役・監査役は必要に応じて閲覧することができるものとします。

(4) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社の事業に重大な影響を与えると考えられるリスクとして、地震・噴火・火災等の大規模災害、船舶の運航上の事故、食品衛生に関する事故、予約システム機能に関する事故があり、この対応についての体制を整備します。

不測の事態が発生した場合は、当社の代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じ顧問弁護士等を含む外部の専門家と相談し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとします。

(5) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要事項については、事前に取締役および指名された者による経営会議において審議を行い、取締役会の決議を経て執行します。

取締役会の意思決定の正当性を高めるために、取締役のうち複数名は社外取締役とします。

グループ会社についても取締役会を定期的に開催し、重要事項および個別案件の決議を行うものとします。

また、グループ経営会議において、グループ全体の基本戦略やグループ各社の経営計画を策定し、進捗状況を定期的に確認、検証することとします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて配置し、その職務にあたっては監査役の指示にのみ従うこととします。

なお、当該使用人の人事異動、評価、懲戒は監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとします。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反、定款違反その他不正な行為の事実があった場合は、当社の監査役に報告するものとします。

また、前記にかかわらず、当社の監査役は必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して、報告を求めるものとします。

- ② 当社の監査役は、当社およびグループ会社の取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明ならびに書類の提示等を求めることができることとします。さらに、当社の監査役は会計監査人、グループ会社の監査役と意見および情報の交換に努め、連携して当社およびグループ会社の監査の実効性を確保します。
また、代表取締役は、監査役と定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図ることとします。
- ③ 監査役に報告した者に対して当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないものとします。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求があった場合には、所定の手続きに従い、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会へ出席し代表取締役および経営幹部と意見交換を行っております。常勤監査役は、経営会議等の重要な会議に出席、並びに稟議書の閲覧により、業務執行について監査の強化を図っております。また会計監査人や内部統制部門による子会社への監査にも同行し、グループ全体としての業務執行の状況、法令の遵守状況を確認しております。

(2) 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み

内部統制部門は、各部門やグループ各社の内部統制および業務プロセスの整備・評価を通じ、業務の有効性の確保、資産の保全、事業活動に関する法令等の遵守、並びに財務報告の信頼性の確保を図りました。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、重要な職務執行に係る情報が記載された文書およびデータについては、文書管理規程、個人情報保護規程、機密情報管理規程等の社内規程に則り適切に保存しており、取締役および監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,100,000	693,565	2,452,736	△10,424	4,235,877
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	293,642	—	293,642
自己株式の取得	—	—	—	△108	△108
連結子会社の自己株式取得による持分の増減	—	4,167	—	—	4,167
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	4,167	293,642	△108	297,701
当 期 末 残 高	1,100,000	697,733	2,746,378	△10,532	4,533,579

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	154,641	154,641	1,485,856	5,876,376
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	293,642
自己株式の取得	—	—	—	△108
連結子会社の自己株式取得による持分の増減	—	—	—	4,167
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	83,689	83,689	101,093	184,782
当 期 変 動 額 合 計	83,689	83,689	101,093	482,484
当 期 末 残 高	238,331	238,331	1,586,950	6,358,860

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

東汽観光(株)、東海技術サービス(株)、東海マリンサービス(株)、東海自動車サービス(株)、大島旅客自動車(株)、大島マリンサービス(株)、ハ丈マリンサービス(株)、伊東港運(株)、東海シップサービス(株)、伊豆七島海運(株)および小笠原海運(株)であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

伊豆諸島開発(株)であります。

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、船舶および1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、船舶8～35年、建物及び構築物3～50年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 特別修繕引当金

船舶の定期検査費用に備えるため、修繕見積額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用し、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算の際に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上方法

① 海運関連事業

海運関連事業においては、主に旅客及び貨物の輸送サービスの提供を行っており、航海期間にわたり履行義務が充足されることから、その進捗に応じて収益を認識しております。進捗度の見積りは、航海の経過日数に基づいております。

なお、サービスの提供のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、原則、履行義務の充足前に受領することになっており、履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれおりません。

② 商事料飲事業

商事料飲事業においては、主に島しょ向けセメント、建築資材、船舶燃料等の販売のほか、海運関連事業の旅客の輸送サービスに付帯する料飲販売や飲食サービスを提供しており、顧客へ商品を引き渡した時点及びサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれおりません。

③ ホテル事業

ホテル事業においては、主に客室、レストラン、宴会及びそれらに付帯するサービスの提供を行っており、顧客へサービスを提供した時点及び商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、サービスの提供のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

④ 旅客自動車運送事業

旅客自動車運送事業においては、主にバスによる旅客輸送サービスの提供及び自動車の整備役務の提供を行っており、旅客の輸送が完了した時点及び整備完了後に顧客へ車両を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間にかかる支払利息については、取得価額に算入しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

＜収益認識に関する注記＞

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	海運関連事業	商事料飲事業	ホテル事業	旅客自動車運送事業	計
売上高					
顧客との契約から生じる収益	11,980,227	1,165,674	319,084	203,748	13,668,734
その他の収益（注）	869,286	—	—	66,603	935,889
外部顧客への売上高	12,849,513	1,165,674	319,084	270,351	14,604,623

（注） その他の収益は、事業活動の維持に必要な補助金収入等であり、「収益認識会計基準」で定める顧客との契約から生じる収益の額に含まれない収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞ 4. 会計方針に関する事項「(5)重要な収益及び費用の計上方法」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	915,552
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	981,493
契約資産（期首残高）	2,514
契約資産（期末残高）	4,818
契約負債（期首残高）	90,064
契約負債（期末残高）	93,924

契約資産は、期末日時点で航海日数が経過しているものの未請求の契約に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、主として旅客輸送サービスの提供前に顧客から受け取った対価に対する前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残高履行義務に配分した取引価格

当社グループでは残高履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる取引については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

<表示方法の変更に関する注記>

(連結損益計算書の表示方法の変更)

受取手数料の表示方法は、前連結会計年度の連結損益計算書上、営業外収益のその他（前連結会計年度15,420千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、受取手数料（当連結会計年度15,126千円）として表示しております。

賃貸料の表示方法は、前連結会計年度の連結損益計算書上、営業外収益のその他（前連結会計年度14,209千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、賃貸料（当連結会計年度13,958千円）として表示しております。

<会計上の見積りに関する注記>

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 681,238千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は事業計画を基礎とした将来の課税所得の発生時期および金額の見積りに基づき行っております。当該見積りの基礎となる事業計画における重要な仮定は、乗船客数、貨物需要等に関する将来の見通しです。この仮定に関する将来の見通しが悪化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 担保に供している資産

現金及び預金 (定期預金)	291,602千円
船舶	108,020千円
計	399,623千円

担保に係る債務

短期借入金	862,639千円
長期借入金	46,300千円
(内、一年内返済予定の長期借入金)	(19,400千円)
計	908,939千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,613,778千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 圧縮記帳

国庫補助金の受領により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額	
船舶	4,087,870千円
建物及び構築物	210,447千円
その他 (器具及び備品)	147,351千円
無形固定資産 (ソフトウェア)	87,424千円
計	4,533,094千円

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 2,200,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年3月25日開催の第200回定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 21,946千円

1株当たり配当額 10円00銭

基準日 2024年12月31日

効力発生日 2025年3月26日

＜金融商品に関する注記＞

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。

受取手形、営業未収金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理を行いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業未払金は、1年以内の支払期日であり、特段リスクは把握しておりません。

短期借入金及び長期借入金は営業取引や設備投資を目的とした資金調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形、営業未収金及び契約資産	1,526,867	1,526,867	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	503,284	503,284	—
資産計	2,030,152	2,030,152	—
(3) 営業未払金	1,186,493	1,186,493	—
(4) 短期借入金	4,043,010	4,036,184	△6,826
(5) 長期借入金	7,848,246	7,564,552	△283,694
負債計	13,077,749	12,787,229	△290,520

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) (4) 短期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額43,887千円）は、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価額により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	503,284	—	—	503,284
資産計	503,284	—	—	503,284

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、営業未収金及び契約資産	—	1,526,867	—	1,526,867
資産計	—	1,526,867	—	1,526,867
営業未払金	—	1,186,493	—	1,186,493
短期借入金	—	4,036,184	—	4,036,184
長期借入金	—	7,564,552	—	7,564,552
負債計	—	12,787,229	—	12,787,229

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、営業未収金及び契約資産、営業未払金、短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられ、レベル2の時価に分類しております。なお、短期借入金に計上されている一年内返済予定の長期借入金については、下記「長期借入金」と同様の方法により時価を分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられ、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

<1株当たり情報に関する注記>

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,174円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 133円80銭 |

(注) 各注記の記載金額は全て千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本				
	資本剰余金		利益剰余金		
	資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	
当期首残高	1,100,000	89,300	604,265	185,700	200,000
当期変動額					
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当期末残高	1,100,000	89,300	604,265	185,700	200,000

自己株式	株主資本			純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	評価・換算差額等		
	その他利益剰余金		その他有価証券評価差額金		
	繰越利益 剰余金		評価差額金		
当期首残高	519,087	△10,424	2,687,929	134,741	2,822,670
当期変動額					
当期純利益	93,732	—	93,732	—	93,732
自己株式の取得	—	△108	△108	—	△108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	70,924	70,924
当期変動額合計	93,732	△108	93,624	70,924	164,548
当期末残高	612,820	△10,532	2,781,553	205,665	2,987,219

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記等>

1. 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、船舶および1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は船舶8～35年、建物3～50年、構築物5～50年、機械及び装置15年、車両運搬具2～5年、器具及び備品3～20年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用し、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。退職給付債務の算定については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっております。

④ 特別修繕引当金

船舶の定期検査費用に備えるため、修繕見積額に基づき計上しております。

⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社に対する債権金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

① 海運関連事業

海運関連事業においては、主に旅客及び貨物の輸送サービスの提供を行っており、航海期間にわたり履行義務が充足されることから、その進捗に応じて収益を認識しております。進捗度の見積りは、航海の経過日数に基づいております。

なお、サービスの提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、原則、履行義務の充足前に受領することになっており、履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

② 商事料飲事業

商事料飲事業においては、主に島しょ向けセメント、建築資材、船舶燃料等の販売のほか、海運関連事業の旅客の輸送サービスに付帯する料飲販売や飲食サービスを提供しており、顧客へ商品を引き渡した時点及びサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、履行義務の充足後、短期のうちに支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間にかかる支払利息については、取得価額に算入しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

<会計上の見積りに関する注記>

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 551,561千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は事業計画を基礎とした将来の課税所得の発生時期および金額の見積りに基づき行っております。当該見積りの基礎となる事業計画における重要な仮定は、乗船客数、貨物需要等に関する将来の見通しです。この仮定に関する将来の見通しが悪化した場合には、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

2. 関係会社投融資の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式	68,889千円
関係会社長期貸付金	858,000千円
破産更生債権等	25,400千円
上記に係る貸倒り引当金	△780,000千円
関係会社事業損失引当金	54,000千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。なお、実質価額が帳簿価額を下回ったにも関わらず、減損処理していない関係会社株式はありません。

また、関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

今後、業績が各関係会社の経営者による見積りより悪化した場合は、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<貸借対照表に関する注記>

1. 関係会社に対する短期金銭債権	225,423千円
関係会社に対する短期金銭債務	184,758千円
関係会社に対する長期金銭債権	883,400千円
2. 担保に供している資産	
現金及び預金 (定期預金)	224,400千円
計	224,400千円
担保に係る債務	
短期借入金	800,000千円
計	800,000千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	9,786,836千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
4. 圧縮記帳	
国庫補助金の受領により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額	
船舶	4,087,870千円
建物	201,906千円
器具及び備品	144,452千円
ソフトウェア	87,309千円
計	4,521,539千円

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高

売　上　高	405,277千円
仕　入　高	1,861,737千円
営業取引以外の取引高	60,764千円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	5,330株
--------------------	------	--------

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	390,534千円
特別修繕引当金	148,807千円
貸倒引当金	251,084千円
繰越欠損金	265,134千円
有価証券評価損	67,858千円
減損損失	199,903千円
その他	43,924千円
繰延税金資産小計	1,367,246千円
評価性引当額	△724,942千円
繰延税金資産合計	642,303千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△90,741千円
繰延税金負債合計	△90,741千円
繰延税金資産の純額	551,561千円

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東汽観光(株)	直接所有 100%	役員の兼任 ホテル賃貸 資金の貸付	資金貸付	—	長期貸付金	500,000
						破産更生債権等	25,400
			ホテル建物の賃貸	23,791	その他流動資産	19,946	
	東海自動車サービス(株)	直接所有 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金貸付	—	長期貸付金	169,000
	大島旅客自動車(株)	直接所有 100%	役員の兼任 設備の賃貸 資金の貸付	資金貸付	25,000	長期貸付金	189,000

- 注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件については、個別交渉の上、決定しております。
- 注3. 長期貸付金及び破産更生債権等に対し、貸倒引当金780,000千円（当事業年度減少額18,000千円）を計上しております。

＜収益認識に関する注記＞

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表＜収益認識に関する注記＞に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

＜1株当たり情報に関する注記＞

1. 1株当たり純資産額	1,361円12銭
2. 1株当たり当期純利益	42円71銭

(注) 各注記の記載金額は全て千円未満を切り捨てて表示しております。